

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は食の安全を最優先として市場やお客様から高い評価をいただける価値を継続的に提供し、顧客、株主、従業員、社会・環境といったあらゆるステークホルダーから信頼される企業グループであり続けたいと考えております。当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、この方針に向け実効あるグループ経営体制を整備し、必要な施策を実行していくことであり、当社ではコーポレート・ガバナンスを経営上、最も重要な課題の一つとして位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

<補充原則4 - 10 - 1> (任意の諮問委員会の設置)

取締役候補者の指名および報酬については、社外取締役を含む取締役会において、慎重に検討し、適切に決定しております。2019年度以降の取締役の報酬については、報酬諮問委員会にて報酬体系の検証、報酬内容等の審議を行ったうえで、取締役会へ答申いたします。また、取締役候補者の指名については、引き続き委員会の設置の必要性を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

<原則1 - 4> (政策保有株式)

当社は、政策保有株式に関し、次のとおり保有方針および議決権行使基準を策定しております。

〔政策保有に関する方針〕

・政策保有株式については、中長期的な観点から当社グループの企業価値向上に資するものであり、事業戦略上の関係性や重要性等を総合的に勘案し政策的に必要と判断するものに限り保有することとする。また、毎年その保有効果・必要性について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を精査し、保有の適否を取締役会で検証するとともに、検証の結果に基づいて政策保有株式の縮減を進めていく。

〔政策保有株式に関する議決権行使基準〕

・議決権行使については、中長期的な観点から当該発行会社の株主利益の向上に資するか否か、また、当社グループの企業価値の向上に資するか否かを勘案し、議案ごとに個別に内容を精査したうえで賛否の判断を行うこととする。

<原則1 - 7> (関連当事者間の取引)

当社は、取締役の競業取引及び利益相反取引について、取締役会規程において取締役会の決議事項としており、その取引の状況についても、取締役会に対して定期的に報告を行い、承認を得ております。また、関連当事者間の取引については、その内容等について、取締役会にて承認を行ったうえで、有価証券報告書等に掲載しております。

<原則2 - 6> (企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社では、日清オイリオグループ企業年金基金にて年金資産を運用しておりますが、経理・財務等の運用に関する適切な資質を持った人材を配置するとともに、運用方針、計画、進捗状況および実績について、当社の経理・財務部門と連携し、資産運用委員会にて運用機関へのモニタリング等、適正に運用されるよう管理しております。今後も適正な運用管理を行えるよう努めてまいります。

<原則3 - 1> (情報開示の充実)

(1) 当社の経営理念および中期経営計画については、当社ホームページに掲載しております。

(経営理念)

URL: <https://www.nisshin-oillio.com/company/corporate/philosophy/>

(中期経営計画)

URL: <https://www.nisshin-oillio.com/inv/management/plan.html>

(2) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針については、「1. 1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(3) 取締役の報酬を決定するにあたっての方針については、本報告書の「2. 1. 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであり、報酬を決定するにあたっての手続きは、取締役会の決議にて行っております。2019年度以降は、報酬諮問委員会にて審議したうえで、取締役会の決議にて行います。

(4) 取締役・監査役候補の指名および経営陣幹部の選定の方針については、各人がその役割・責務を適切に果たし、当社グループの経営課題に的確に対応する最適な体制となるよう、個々人の経験・識見・専門性はもとより、取締役会や監査役会全体としての規模やそれを構成する候補者のバランスを考慮することを方針としております。取締役・監査役候補の指名および経営陣幹部の選定については、取締役会にて(監査役については監査役会の同意を得たうえで)決定しております。また、取締役の解任については、当社の取締役倫理規程にて定めており、その規程に従い運営されております。

(5) 取締役および監査役の個別の選任理由については、「株主総会招集通知」に記載しております。

https://www.nisshin-oillio.com/inv/stock_info/meeting.html

<補充原則4 - 1 - 1> (経営陣に対する委任の範囲)

「資金調達」、「重要な財産の譲受および処分」などをはじめ、取締役会で決議および報告すべき事項は、取締役会規程およびその運用基準にて

定めており、執行役員会で決議および報告すべき事項は、執行役員会運営規程およびその運用基準にて定めております。また、執行役員規程において執行役員の権限および責任を定めております。

<原則4-9> (独立社外取締役の独立性判断基準)

当社の社外取締役および社外監査役の独立性に関する基準につきましては、東京証券取引所が規定する独立役員の要件に加えて、以下の基準に基づき独立性を判断いたします。

(1)大株主との関係

・現在および最近5年間に於いて当社の議決権所有割合10%以上の大株主でない。

(大株主が法人の場合は役員および従業員でない。)

(2)主要な取引先等の関係

直近事業年度において以下に掲げる当社の主要取引先等の役員および従業員ではなく、直近事業年度に先行する3事業年度のいずれにおいてもその業務執行者でない。

・当社グループの主要な取引先(連結売上高2%以上)

・当社グループを主要な取引先とする企業(当該取引先の連結売上高2%以上)

・当社の主要な借入先

(3)会計監査人との関係

・現在および最近3年間に於いて、当社または当社子会社の会計監査人の社員、パートナーまたは従業員でない。

・最近10年間に於いて、当社または当社子会社の会計監査人であった社員、パートナーまたは従業員であって、当社または当社子会社における監査業務を担当していた者でない。

(4)法律・会計等の専門家((3)に該当しない者)との関係

・当社または当社子会社から、役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭を受け取っている法律・会計等の専門家でない。

(5)寄付に関するもの

・当社または当社子会社から一定額(過去3事業年度平均1,000万円以上または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額)を超える寄付を受けている組織の業務執行者でない。

(6)役員を相互に派遣する場合

・当社と相互に役員を派遣していない。

(7)近親者との関係

・現在および最近5年間に於いて、当社または当社子会社の役員および重要な使用人の配偶者、二親等内の親族または同居の親族でない。

・(1)～(5)に掲げる者の配偶者、二親等内の親族または同居の親族でない。

<補充原則4-11-1> (取締役会の全体のバランス、多様性および規模に関する考え方)

取締役会は、取締役8名(うち独立社外取締役2名)で構成し、法令で定められた事項及び経営上の重要事項を審議し、決定しております。また、取締役会は、当社の経営に関して豊富な経験を持つ取締役と経営に関する深い知識を持ち独立性の高い社外取締役により構成され、経営及び業務執行についての監督責任を負っております。なお、取締役の選任に関する方針・手続きは、本報告書の「1.1.<原則3-1>」に記載のとおりであります。

<補充原則4-11-2> (取締役および監査役の兼任状況)

取締役および監査役の重要な兼職状況につきましては、株主総会招集通知に記載のとおりであります。

https://www.nissin-oillio.com/inv/stock_info/meeting.html

<補充原則4-11-3> (取締役会の実効性についての分析・評価)

当社では、2018年度においても、取締役会を構成する取締役・監査役を対象に、取締役会の構成、運営状況、コーポレート・ガバナンスのあり方等の内容について、アンケート形式での調査を実施しました。その調査結果を踏まえ、代表取締役社長と社外役員との議論を行い、当社の取締役会の実効性については、おおむね確保されていると判断しました。なお、取締役会での議論のさらなる充実に向けて取り組むことを、今後の運営の課題としてまいります。今後も、継続的に取締役会評価を実施し、実効性を高めるべく、適宜改善を行ってまいります。

<補充原則4-14-2> (取締役・監査役のトレーニング方針)

当社では、取締役および監査役が、その役割・責務を果たすために必要とする、経済情勢、業界動向、法令遵守、コーポレートガバナンスおよび財務会計等の事項に関する情報を収集・提供することで、取締役および監査役の職務執行を支援いたします。当社の社外取締役および社外監査役は、その役割・責務を果たすために、当社グループの経営戦略、経営計画、各種事業の状況、経営環境および経営課題等につき、その就任後適時に、各主管部門または担当役員等から説明を受け、充分な理解を形成できるようにしております。

<原則5-1、補充原則5-1-2> (株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主からの対話(面談)の申込みに対して、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応いたします。株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下のとおりであります。

(1)IR部門の担当執行役員を株主との対話全般についての統括責任者としております。

(2)機関投資家との対話は、IR部門および財務部門の両部門が窓口であり、この両部門が連携して行っております。また、IR部門、経営企画部門、総務部門、財務部門等において情報交換を行い、情報を共有するようにしております。

(3)決算説明会(年2回)、株主工場見学会(年1回)等を実施することとしております。

(4)対話において把握した株主の意見・懸念について取りまとめ検討を行ったうえで、必要に応じ代表取締役社長に報告いたします。

(5)当社は、インサイダーの取引を防止するための教育を定期的に行うこととしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
丸紅株式会社	5,200,320	15.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,077,600	6.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,407,000	4.11

損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,004,396	2.93
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	956,694	2.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	845,400	2.47
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	796,900	2.32
株式会社三菱UFJ銀行	774,399	2.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	506,600	1.48
三井住友信託銀行株式会社	485,600	1.41

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
白井 さゆり	学者											
山本 功	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h
- 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k
- その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

白井 さゆり	○	——	< 社外取締役を選任した理由 > 長年の研究活動および日本銀行政策委員会審議委員としての活動を通じて培われた金融政策および経済学の専門家としての知識や経験を当社の経営に活かしていただきたくため、社外取締役に選任しております。 < 独立役員に指定した理由 > 長年の研究活動および日本銀行政策委員会審議委員としての活動を通じて培われた金融政策および経済学の専門家としての知識や経験に基づき、当社の慣行にとらわれない客観的な判断が期待できるとともに、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断できるため、独立役員に指定しております。
山本 功	○	——	< 社外取締役を選任した理由 > 長年の証券アナリストおよび財務アドバイザー等の経験を通じて培われた金融市場および経営全般に関する知識や経験を当社の経営に活かしていただきたくため、社外取締役に選任しております。 < 独立役員に指定した理由 > 長年の証券アナリストおよび財務アドバイザー等の経験を通じて培われた金融市場および経営全般に関する知識や経験に基づき、当社の慣行にとらわれない客観的な判断が期待できるとともに、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断できるため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	0	1	2	0	2	社内取締役

補足説明 更新

報酬諮問委員会(2019年度設置)は、取締役の報酬体系の検証、報酬内容等の審議を行い、取締役会へ答申いたします。同委員会は、委員長である代表取締役社長、社外取締役2名および社外監査役2名の計5名で構成されております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は密接な連携を保ち、意見および情報の交換を定期的に行い、効果的・効率的な監査を実施しております。また、内部監査部門として「内部監査室」を設置しております。監査役と内部監査室は、随時、会合を実施し、監査計画や監査実施状況などに、意見および情報の交換を行い、効果的・効率的な監査を実施しております。また、監査役は内部監査室を監査の対象部門としており、定期的な往査を実施しているほか、内部監査室が実施する各種監査について報告を受け、記録類を閲覧しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
町田 恵美	公認会計士													
草道 倫武	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
町田 恵美	○	当社の会計監査人出身者(2012年7月退社)であります。なお、会計監査人時代に当社および当社子会社を監査したことはありません。	< 社外監査役に選任した理由 > 公認会計士としての専門領域における知識と経験を有しております。この専門性を活かした監査の充実をはかるため、社外監査役に選任しております。 < 独立役員に指定した理由 > 公認会計士としての専門知識と経験に基づき、当社の慣行にとらわれない客観的な判断が期待できるとともに、当社会計監査人の退社後6年以上が経過していること、および会計監査人時代に当社および当社子会社を監査していないことから、現在、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断できるため、独立役員に指定しております。
草道 倫武	○	——	< 社外監査役に選任した理由 > 弁護士としての専門領域における知識と経験を有しております。この専門性を活かした監査の充実をはかるため、社外監査役に選任しております。 < 独立役員に指定した理由 > 弁護士としての専門知識と経験に基づき、当社の慣行にとらわれない客観的な判断が期待できるとともに、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断できるため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 更新

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社の役員報酬（社外取締役および監査役を除く）の支給割合の決定の方針は、「基本報酬（固定報酬）」：「賞与（業績連動報酬）」：「株式報酬（中長期のインセンティブ報酬）」の比率を概ね7：2：1とすることを方針としております。

賞与（業績連動報酬）に係る指標は、単年度の連結営業利益の達成状況であります。当該指標を選択した理由は、客観的な指標として明確であるからであります。なお、取締役会決議によって額を決定しております。

株式報酬（中長期のインセンティブ報酬）は、株式交付信託を用いており、取締役会において決議した株式交付規程に基づき運用しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役 10人に支払った報酬等 340百万円（うち社外2人、21百万円）

監査役 5人に支払った報酬等 57百万円（うち社外2人、14百万円）

（2018年4月1日～2019年3月31日）

（注）1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれておりません。

2. 2006年6月28日開催の第134回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額6億円以内（使用人兼務取締役に対する使用人分の給与を除く）、監査役の報酬額を年額6,000万円以内と改定するご承認をいただいております。

3. 2018年6月28日開催の第146回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対し、前記2.とは別枠で、当初信託期間約3年間で金150百万円を上限とし、1事業年度あたり30,000ポイントを上限とする株式交付信託に係る株式報酬制度を導入することをご承認いただいております。上記には、株式報酬引当金繰入額24百万円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の社外取締役を除く取締役の報酬は、役員としての職務遂行意欲の向上とその職務に対する責任を明確化することを主眼に、「基本報酬」、業績連動報酬として「賞与」および中長期のインセンティブ報酬として信託を用いた「株式報酬」にて構成しています。また、社外取締役、監査役の報酬については、独立した立場からのそれぞれの専門性・経験等を活かすことを重視していることから、「基本報酬」のみとしています。

役員の報酬等の額等の決定に関し、代表取締役会長、代表取締役社長、代表取締役、取締役といった役職ごとに体系を有することを方針としています。

2019年度以降においては、報酬諮問委員会を設置し、取締役の報酬体系の検証、報酬内容等の審議をし、同委員会の答申をもって取締役会にて決定することとします。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役については、経営企画室が窓口となり、随時、各種連絡・情報提供等を行う体制をとっております。

社外監査役については、常勤監査役が窓口となり、随時、各種連絡・情報提供を行うとともに、監査役付スタッフが補助する体制をとっております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 **更新**

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
今村 隆郎	特別顧問	・業界団体等での社外活動等 ・当社からの要請に応じた助言	常勤、報酬有	2019/06/27	1年(再任の場合あり)

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 **更新** 1名

その他の事項 **更新**

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

取締役会は、代表取締役社長を議長とし、取締役8名(うち独立社外取締役2名)で構成し、法令で定められた事項および経営上の重要事項を審議し、決定しております。また、取締役会は、当社の経営に関して豊富な経験を持つ取締役と経営に関する深い知識を持つ、独立性の高い社外取締役により構成され、経営および業務執行についての監督責任を負っております。

当社は、環境変化に即応した迅速な意思決定を実践するため、執行役員制度を導入しており、執行役員は取締役会から業務執行権限を委譲され、経営計画や取締役会の方針に則り、取締役の監督のもとで業務執行に携わっております。

また、社長執行役員を議長とし、全ての執行役員を構成員とする執行役員会を設置しております。執行役員会は、取締役会から委譲された権限範囲内の重要案件に係る意思決定、業務執行状況の報告および確認を行っております。なお、業務執行を監査する目的で常勤監査役が執行役員会に出席しております。

監査役会は、監査役4名(うち独立社外監査役2名)で構成しており、監査役は、監査役会で策定された監査方針、監査計画および業務分担に基づき、取締役会やその他重要な会議への出席、業務および財産の状況調査等を通して、取締役の職務執行、執行役員の業務執行を監査しております。監査役は、会計監査人および内部監査室と緊密な連携を保ち、意見および情報の交換を行い、効果的・効率的な監査を実施しております。監査機能を充実・強化させる監査役付スタッフを配置し、監査役監査業務を補助しております。

報酬諮問委員会は、取締役の報酬体系の検証、報酬内容等の審議を行い、取締役会へ答申いたします。同委員会は、委員長である代表取締役社長、社外取締役2名および社外監査役2名の計5名で構成されております。

また、必要に応じて、取締役会の諮問機関、社長の意思決定支援機関および執行役員会の諮問機関を設置いたします。

これらをもって経営および業務執行の健全性、アカウンタビリティは確保されていると考え、現在の企業統治の体制を採用しております。

2018年度は取締役会を10回開催いたしました。社内取締役7名および監査役4名は全てに出席しております。また、社外取締役であった鳴沢隆氏については8回、社外取締役である白井さゆり氏については9回に出席しております。

監査役は、専門家である弁護士や公認会計士、長年、当社の財務・経理担当取締役および執行役員を経験し、財務・会計に関する相当程度の知見を有する者、および長年、事業部・営業部門にて幅広く当社業務に携わり、業務に関する豊富な知見と経験を有している者で構成されております。監査役は定期的な往査をしているほか、内部監査室が実施する各種監査について報告を受け、記録類を閲覧しております。また、監査の実効性確保に向けた会議体を設置し、常勤監査役とコーポレートスタッフ部門との定期的な情報交換・情報共有化等を行っております。

当社は内部監査部門として内部監査室(専従者2名、兼務者2名)を設置しております。コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスの視点から業務が健全かつ適切に執行されることを確保するため、内部監査を実施しております。また、業務における諸規程の遵守状況を監査しております。

会計に関する事項の監査のため、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、公正な監査を受けております。有限責任監査法人トーマツおよびその業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係は存在しません。当連結会計年度の会計監査業務に携わっている公認会計士の氏名等については、以下のとおりであります。(2018年4月1日～2019年3月31日)

指定有限責任社員 業務執行社員 長塚弘氏、川口泰広氏
監査業務に係る補助者14名

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、会計士試験合格者等2名、その他6名である。
公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の金額 71百万円(うち当社 57百万円)
上記以外の業務に基づく報酬の金額 24百万円(うち当社 14百万円)

当社は、社外取締役白井さゆり氏および山本功氏、社外監査役町田恵美氏および草道倫武氏との間において、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金5百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用している理由については、「I. 1. 基本的な考え方」および「II. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」を参照願います。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第147回定時株主総会招集通知発送日：2019年6月4日 なお、当社ホームページには、発送前の2019年5月28日に早期掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	2010年6月25日開催の第138回定時株主総会からインターネット等による議決権行使制度を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2010年6月25日開催の第138回定時株主総会から機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム(東証プラットフォーム)に参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	2019年6月4日に第147回定時株主総会招集通知の英訳版(招集通知および株主総会参考書類)を当社のホームページに掲載しております。
その他	株主総会招集通知については、当社のホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による 説明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回(5月に本決算、11月に中間決算)の決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算以外の適時開示情報、報告書(中間/期末)を掲載しております。 (PC用： https://www.nisshin-oillio.com/company/index.shtml)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署：コーポレートコミュニケーション部 IR担当役員：取締役 常務執行役員 小林新 証券取引所との連絡担当者： コーポレートコミュニケーション部長 石橋功太郎	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	日清オイリオグループ行動規範に規定しております。 「日清オイリオグループは、顧客、株主、従業員、社会・環境をはじめとするあらゆるステークホルダー(利害関係者)にとって存在価値のある企業グループとして、「おいしさ・健康・美」の追求をコアコンセプトに、人々の幸せを実現するとともに、社会・経済の発展に貢献し続けていくことを使命としております。」
環境保全活動、CSR活動等の実施	2000年度から環境報告書を作成し、2006年度から従来の環境報告書を包含したCSR報告書とし、さらに2015年度よりCSR報告書は会社案内と統合し、コーポレートレポートとして発行しております。
その他	当社は、男女が共に働きやすい職場環境を整備・維持すること、また、多様な人材が活躍できるフィールドを拡大することによって、個人の能力を最大限に発揮し、より生産性の高い仕事ができる企業環境づくりを進めています。 女性の活躍促進・キャリア形成支援については、育児休職(小学校就学前まで)や短時間勤務制度(小学校3年生まで)、結婚・出産等を事由とした退職者の再雇用制度等の仕事と育児の両立を支援する制度が整備されており、毎年一定の人数が利用しています。また、近年では教育研修や全社プロジェクトへの女性社員の積極的な参画を進めており、女性の活躍のステージを拡大しています。 なお、当社は次世代育成支援対策推進法に基づく子育てサポート企業としての認定(くるみんマークの認定)を受けています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 経営管理組織

取締役会をはじめとする企業統治の体制の概要は、「1. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」をご参照ください。

また、当社は、CSR（企業の社会的責任）活動を統括するCSR委員会を設置し、ステークホルダーから信頼される企業グループとしての基本方針の立案、中長期の企業価値向上に向けた重要施策の検討を行うとともに、同委員会における方針を実践するため、ESG委員会を設置し、社会の持続可能性への貢献をより事業と密接に関連づけるための取組みを推進しております。

取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行が効率的に行われることを確保する体制については、社長の意思決定支援機関として経営会議を設置しております。経営会議へは、常勤監査役がオブザーバーとして出席しております。また、執行役員会にて経営計画の進捗管理を月次で行っており、各部門の担当執行役員は、経営計画を構成する部門目標の達成責任を負っております。

設備投資、M & Aおよび事業再編などの重要な投融資案件については、子会社に関する案件も含め、投融資委員会に諮り、審議しております。

(2) コンプライアンス体制

コンプライアンス体制については、取締役会の諮問機関である企業倫理委員会等を設置し、必要に応じ顧問弁護士等との連携を図っているとともに、取締役が遵守すべきコンプライアンスの基本、違反に対する懲罰等を取締役倫理規程に定めております。

また、当社の経営理念およびコプロミスに基づく「日清オリオグループ行動規範」を制定し、子会社を含むすべての従業員への浸透を図るとともに、企業倫理ホットラインによる通報の受付を行い、提供された通報については、企業倫理委員会で審議し、再発防止を図っております。また、事業年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、これに基づき人事・総務部が従業員教育を実施しております。

(3) リスク管理体制

リスク管理につきましては当社および子会社を含め、取締役会の諮問機関であるリスクマネジメント委員会が主管し、リスクが顕在化した場合の緊急体制を整備し、危機対応を図っております。また、リスクマネジメント委員会ではリスクの棚卸を実施のうえでリスクマップを作成し、重要なリスクに対しては担当部門等を特定し、当社の各担当部門および子会社においてPDCAサイクルによるリスクマネジメントを実施しております。また、経理規程、与信管理規程、情報セキュリティ管理規程等の諸規程の今日的な見直しを恒常的にを行い、必要に応じて改訂または新たな規程の整備を行っており、内部監査室は、業務における諸規程の遵守状況を監査しております。

情報管理体制としては、取締役会が執行役員の業務執行状況を確認できる体制を確保する視点から、取締役会規程・同運用基準、執行役員会運営規程、文書管理規程等を整備しており、社外取締役および社外監査役による情報の収集の利便性の向上を図るため、電磁的方法を積極的に利用しております。

(4) 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正性の確保

経営企画室が子会社全体の管理を行い、企業集団としての戦略と各子会社運営の適正性を総合的に評価しております。また、当社の執行役員の中から子会社ごとに担当役員を任命し、経営の責任体制を明確にするとともに、担当役員は子会社の適正な業務遂行を指導しております。内部監査室は定期的に子会社の内部監査を実施しております。

子会社の体制としては、非常勤取締役を親会社から選任し、子会社の独立企業としての発展と連結グループにおける企業価値の最大化を共に実現すべく、業務遂行状況を監督しております。また、国内子会社については、親会社から非常勤監査役を選任し、当該子会社が監査範囲の限定規程を設けることが可能な場合においても、監査役に業務監査権限を付与しております。海外子会社の会計監査につきましては、日清オリ友（中国）投資有限公司他7社につきましては、当社会計監査人が所属するDeloitte Touche Tohmatsu Limitedグループの現地事務所に委嘱しており、PT Indoagri Daitocacaoについては、Ernst&Youngの現地事務所が同社の計算書類関係の監査を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的な勢力や不当な圧力に対しては、「日清オリオグループ行動規範」の定めのとおり、必要な場合には法的措置として、屈することなく毅然とした態度で臨みます。

具体的には、人事・総務部を対応統括部署とし、警察と連携をとるとともに、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会が開催する研修会への参加により定期的な情報収集を行うことなどにより、社内体制の整備に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

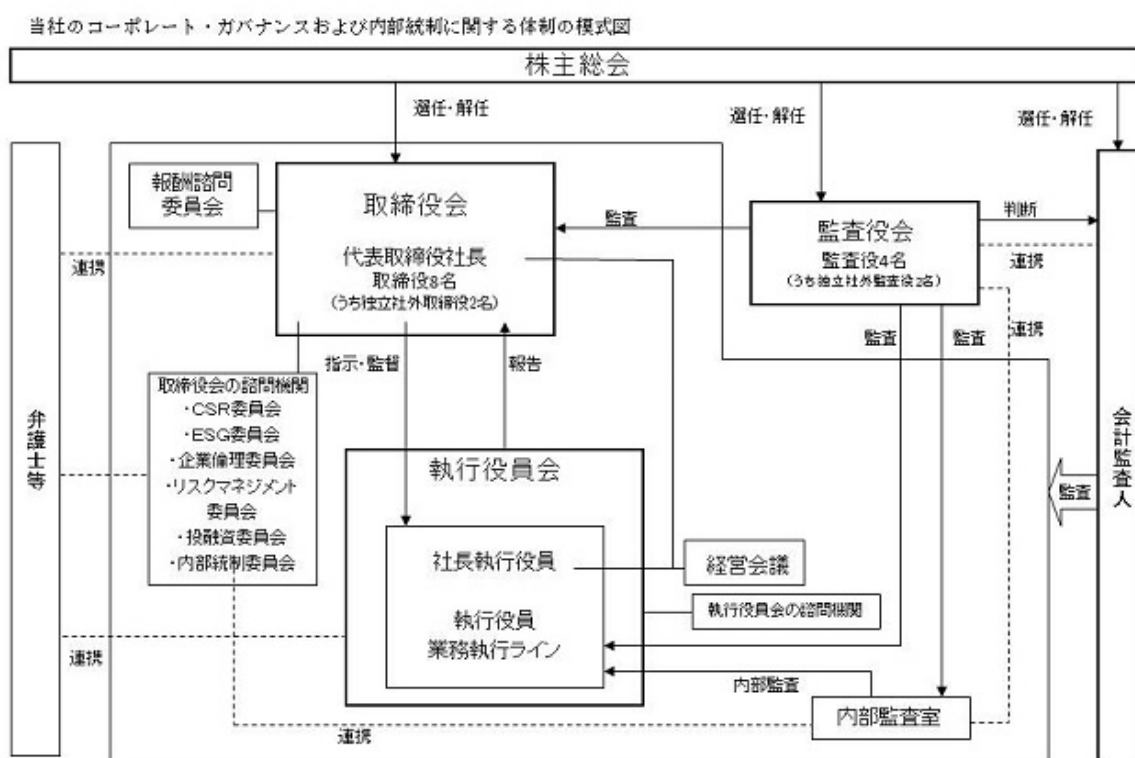
なし

該当項目に関する補足説明

当社は、大規模買付行為の是非を株主の皆様適切に判断していただくために必要かつ十分な情報及び当社取締役会の意見等の情報、並びに検討のための時間を確保するよう努める等、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じ、企業価値並びに株主の皆様共同の利益の確保及び向上に努めてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

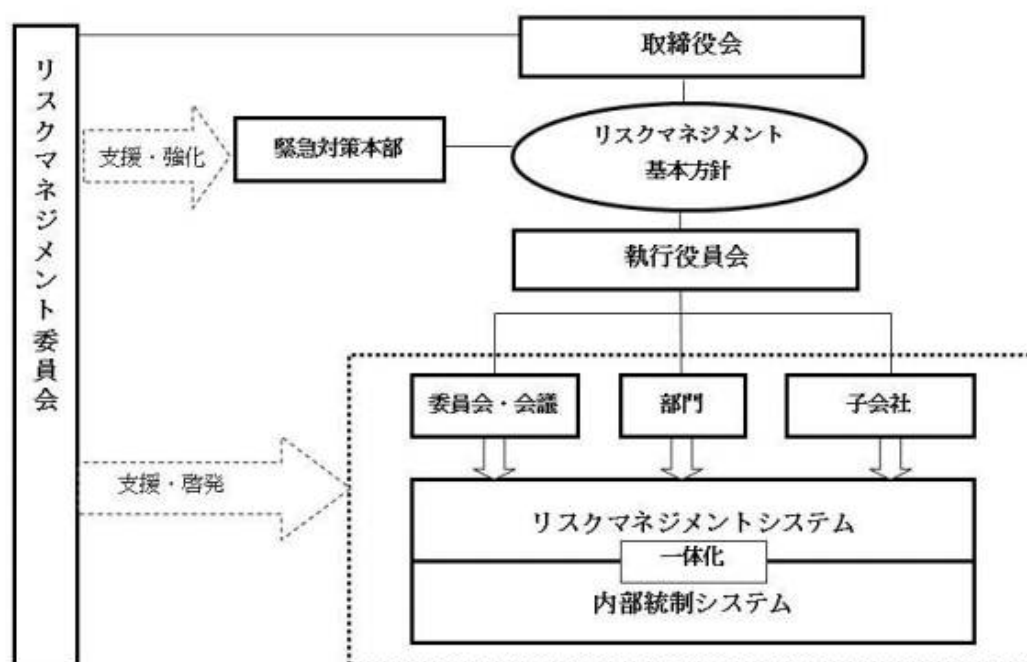
- (1) 金融商品取引法に基づく内部統制システムについては、その運営などの方針決定のために内部統制委員会を設置し、その評価を内部監査室が担当しております。また、内部監査室は、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスの視点から業務が健全かつ適切に執行されることを確保するため、内部監査を実施しております。
- (2) CSRに対する取組みについては、ステークホルダーを中心に、その考え方や活動内容等を分かりやすく報告することを目的として、会社案内を含めたコーポレートレポートを毎年発行しております。



※常勤監査役は、経営会議にオブザーバーとして出席しております。

※上記以外に常勤監査役とコーポレートスタッフ部門との定期的な情報交換・情報共有化等、監査の実効性確保に向けた会議体を設置しております。

リスク管理に関する体制の模式図



適時開示に係る社内体制の状況

